

カザフスタン共和国
商標、役務商標及び原産地表示に関する法
2015年10月31日法律No.378-Vまでの改正を含む
2016年1月1日施行

目次

第1章 総則

- 第1条 本法において使用する基本定義
- 第2条 商標、役務商標及び原産地表示に関するカザフスタン共和国の法令
- 第3条 商標、役務商標及び原産地表示を保護するための国家機関
- 第3-1条 商標、役務商標、原産地表示の保護の分野における国家独占権

第2章 商標の法的保護及び商標の登録要件

- 第4条 商標の法的保護
- 第5条 商標として登録された標章
- 第6条 商標登録の絶対的拒絶理由
- 第7条 その他の商標登録拒絶理由
- 第8条 出願
- 第9条 商標登録出願要件
- 第10条 商標の優先権

第3章 商標の審査

- 第11条 審査手続
- 第12条 査定
- 第13条 出願人の権利

第4章 商標登録

- 第14条 国家商標登録簿
- 第15条 登録期間
- 第16条 登録に関する情報の公告
- 第17条 商標再登録条件
- 第18条 国家商標登録簿の抄本
- 第18-1条 商標の周知性の認定

第5章 商標の利用

- 第19条 商標の利用要件
- 第20条 特別表示
- 第21条 商標権の移転
- 第22条 分割によって法人が再編された場合の商標権の移転

第6章 商標登録の効力の終了

第23条 商標登録の紛争

第24条 商標登録の終了と無効

第7章 原産地表示登録の法的保護及び要件

第25条 原産地表示の法的保護

第26条 原産地表示として登録される名称

第27条 原産地表示として登録されない名称

第28条 原産地表示の登録出願及び原産地表示の使用権付与

第29条 出願要件

第8章 原産地表示の審査

第30条 審査手続

第31条 査定

第32条 出願人の権利

第9章 原産地表示使用権の登録及び付与

第33条 国家原産地表示登録簿の管理手続

第34条 原産地表示登録期間及び原産地表示使用権

第35条 登録事項の公告

第36条 原産地表示使用権

第10章 原産地表示の利用

第37条 原産地表示利用の要件

第38条 特別表示

第11章 原産地表示の法的保護の終了

第39条 原産地表示登録及び原産地表示使用権の紛争

第40条 原産地表示登録及び原産地表示使用権の終了と無効

第12章 商標権及び原産地表示使用権の保護

第41条 審判委員会

第41-1条 審判委員会における異議申立の審理の拒絶理由

第41-2条 審判委員会の会議における異議申立の審理

第42条 紛争解決

第43条 商標及び原産地表示法を侵害する法人又は自然人の責任

第44条 商標権者又は原産地表示使用権者の権利を侵害する者の責任

第13章 最終規定

第45条 手数料

第46条 特許弁護士

- 第 46-1 条 特許弁護士の権利及び義務
- 第 46-2 条 特許弁護士証明書の取消及び無効
- 第 47 条 外国での登録
- 第 48 条 外国の自然人，法人及び無国籍者の権利

第1章 総則

第1条 本法において使用する基本定義

本法においては次に掲げる基本定義が使用される。

1) 排他的権利とは、あらゆる手段によって自己の裁量に基づいて商標又は原産地表示を使用する所有者の所有権をいう。

1-1) 混乱を招くほどに類似する標章とは、一部の要素が異なり、消費者によって連想的に同一と認識される類似の標章又は記号をいう。

1-2) 同一の商標とは、すべての要素が一致する標章及び記号をいう。

1-3) 同種の商品又は役務とは、同一の機能を果たし、かつ同一の種類(分類)に関する商品又は役務であって、同一又は類似の商標を使用する場合に同一の製造者によって生産されたと消費者が考える虞があるものをいう。

2) 公報とは、商標及び原産地表示の保護事項に関する公式定期刊行物をいう。

3) 地理的表示とは、一定の領域、地方又は地域で生産された商品を識別する表示をいう。

4) 周知商標とは、カザフスタン共和国が加盟する国際条約に基づくものであって、利害関係人の証拠により所管機関又は裁判所が決定することによって周知であると認定された商標として使用される標章又は商標自体をいう。

4-1) マドリッド協定とは、1891年4月14日標章の国際登録に関するマドリッド協定をいう。

5) 出願人とは、商標登録又は原産地表示の登録及び使用権付与の出願をした法人又は個人をいう。

6) 特許弁護士とは、カザフスタン共和国の法令に基づいて所管機関及び専門家機構(以下、特許庁という)に対して個人及び法人を代理する権利を有するカザフスタン共和国の国民をいう。

6-1) シンガポール条約とは、2006年3月27日商標法に関するシンガポール条約をいう。

7) 商品及び役務の国際分類とは、1957年6月15日ニース協定によって確認された分類であって、その後の修正及び追加を含むものをいう。

8) 商標、役務商標(以下、商標という)とは、一定の法人又は個人の商品又は役務を他の法人又は個人の同種の商品又は役務から識別するために供される、本法に従って登録されている標章又はカザフスタン共和国が加盟する国際合意により登録をせずに保護を受ける標章をいう。

9) 商標又は原産地表示の使用とは、保護を受ける商品及び役務提供並びに(又は)その包装に商標又は原産地表示を使用すること、商標又は原産地表示が表示されている商品を製造し、利用し、輸入し、保管し、販売の申出をし、流通させること、標識、宣伝広告、印刷物又は他の営業書類及び一般流通させるその他の方法で使用することをいう。

10) 商標権者又は原産地表示使用権の所有者とは、本法に基づいて商標の排他的権利又は原産地表示を使用する排他的権利を有する個人又は法人をいう。

11) 原産地表示とは、国、地方、人口集中地区、地域又はその他の地理的表示の名称及び当該名称の派生表示を構成するか又は含み、かつ特別な環境条件及び(又は)人的要因を含む原産地に関連する特別な特徴、品質、評判又はその他の特徴を有する商品に関して使用された結果として著名となった名称をいう。

12) 団体商標とは、共通の品質又は他の特徴を有する、製造された又は流通に置かれた商品又は役務を表示するために供される、団体(連盟)又は他の法人及び(若しくは)個人企業家の団体(以下、団体という)の商標をいう。

第2条 商標、役務商標及び原産地表示に関するカザフスタン共和国の法令

(1) 商標、役務商標及び原産地表示に関するカザフスタン共和国の法令は、カザフスタン共和国民法、本法並びにカザフスタン共和国の他の法律及び規則からなる。

(2) カザフスタン共和国が批准する国際条約に含まれる条項が本法と異なる場合、国際条約が優先される。

第3条 商標、役務商標及び原産地表示を保護するための国家機関

(1) 商標、役務商標及び原産地表示を保護するための国家当局(以下、所管官庁という)は、商標、役務商標及び原産地表示を公式に規制するために、カザフスタン共和国政府によって指定された国家機関とする。

(2) 所管官庁は、下記のことを行う。

- 1) 商標、役務商標及び原産地表示の保護の分野における国家政策の施行への参画
- 2) 商標及び原産地表示の出願登録
 - 2-1) 周知商標認定手続きの策定
 - 2-2) 原産地表示登録及び使用権の付与手続きの策定
 - 2-3) 商標権移転契約の登録申請の様式の承認
 - 2-4) 商標の使用に関する使用許諾契約、再使用許諾契約、フランチャイズ契約並びに担保権及び質権設定契約の登録申請の様式の承認
- 3) 個人及び法人による商標、役務商標及び原産地表示の使用の管理
- 4) 違法行為訴訟報告の作成及び行政罰の適用
- 5) 本法又はカザフスタン共和国の他の法律、カザフスタン共和国大統領及びカザフスタン共和国政府による決定で定められている他の権限の行使

第3-1条 商標、役務商標、原産地表示の保護の分野における国家独占権

- (1) 商標、役務商標及び原産地表示の登録出願の受理及び審査；
商標、役務商標の移転契約、使用許諾(再使用許諾)契約の審査の実施；
団体商標の登録出願の受理を含む、保護を受ける商標、役務商標及び原産地表示の国家登録簿の維持；
方式審査の実施；
出願資料の補正及び訂正；
出願人の発意による類における商標出願の選別；
商標から団体商標及び団体商標から商標への出願変更；
マドリッド協定による国際出願の受理；国際分類に従う商品及び役務のリストの作成；
国際出願の補正申請の転送、処理；
- 3を超える各級に関する追加の出願審査の実施；
出願日から6月以後の本審査の緊急及び早期実施；
登録の事前放棄の決定に対する異議申立の審理；

各月の審査の査定に関する異議申立の期間延長；
各月の照会回答の期間延長；
出願人による照会回答，納付，異議申立に係る満了した期間の回復；
登録についての情報の公告；
保護を受ける商標，役務商標及び原産地表示の国家登録簿の修正；
原産地表示使用权登録，商標登録及び3を超える各級に関する追加の有効期間の延長；
延長に関する情報の公告；
1 又は一群の工業所有権の対象に関する担保権及び質権設定契約，フランチャイズ契約の審査の実施；
追加契約の審査及び契約登録についての情報の公告；
国家登録簿，覚書の抄本の提供；
記載された種類の商品及び役務に関する登録出願された商標及び名称のデータベースにおける名称の事前調査の実行並びに調査報告書の提供；
印刷及び電子版の配布及び刊行に関する活動は，国家独占権に属し，カザフスタン共和国の決定によって経済運営権に関する共和国機関の法的形態で設立された特許庁によって実施される。

(2) 特許庁の活動と技術的に関連する活動は，次に掲げるものを含む。

- 1) 出願証明書の複写(優先権書類)
- 2) 移転及び納付確認

(3) 国家独占体によって生産された及び(又は)流通に置かれた商品(作業，役務)の対価は，競争当局と連携し，所管機関によって設定される。

第2章 商標の法的保護及び商標の登録要件

第4条 商標の法的保護

- (1) カザフスタン共和国における商標の法的保護は、本法で定める手続に従う登録に基づいて、また、カザフスタン共和国の国際合意により登録をせずに、付与される。
- (2) 商標の法的保護は、個人及び法人に付与される。
- (3) 商標の権利は、カザフスタン共和国の国家商標登録簿への登録についての記録によって証明され、カザフスタン共和国の国家商標登録簿の抄本により確認される。
- (4) 商標権者は、登録証で指定された商品及び役務に関して自己が所有する商標を使用及び処分する実施権を有する。何人も、商標権者の許諾なしにカザフスタン共和国において保護を受ける商標を使用することはできない。

第5条 商標として登録された標章

- (1) 商品及び役務を他人の類似する商品及び役務と識別するために供されている形象描写、語、文字、数字、立体、その他の標章又はその組合せは商標として登録できる。
- (2) 商標はいかなる色又は色の組合せであっても登録できる。

第6条 商標登録の絶対的拒絶理由

- (1) 識別性がない標章のみで構成される商標は登録することができない。特に
 - 1) 特定の商品又は役務の慣例的名称となっているもの
 - 2) 一般に使用される記号又は用語であるもの
 - 3) 商品の型、品質、数量、特徴、機能、価値、製造又は販売の場所と時間を指定するもの
 - 3-1) 医薬品の国際一般名であるもの
 - 4) [廃止]
 - 5) [廃止]
 - 6) 商標が使用される商品又は役務と直接的な説明関係を有するもの
 - 7)-13) [廃止]このような標章が主要な要素ではない場合は、商標の保護を受けない要素として使うことができる。
- (2) 国際機関の紋章、旗章及び記章、名称又は略語並びに監督用及び証明用の公の記号、旗章及び記章、印章並びにオリンピックのロゴ、賞及び他の名誉の標章及び混乱を招くほどに当該標章と類似する標章は、商標として登録することができない。
これらの標章は、所管機関又は所有者の同意を得ることを条件に保護を受けない要素として使用できる。
- (3) 次に掲げる標章は商標又はその要素として登録することができない。
 - 1) 製品又は製作者として虚偽又は誤解を招く虞があるもので、製品が生産された場所として虚偽又は誤解を招く虞がある地理的表示も含まれる
 - 2) 製品が生産された実際の場所を正しく示しているが、他の地域で生産された製品であるという誤った印象を与えるもの
 - 3) ミネラルウォーター、ワイン又はアルコール度数の高い酒を識別する地理的表示であり、あるいはそれを含む場合において、当該土地あるいは訳語が付された当該土地から産出さ

れたものではないもの、あるいは「型」又は「様式」若しくはそれに類する表現としての標章が付されているもの

4) 公益、公序良俗に反するもの

第7条 その他の商標登録拒絶理由

(1) 次に掲げるものと同一又は混乱を招くほどに類似する名称は商標として登録することができない。

1) カザフスタン共和国において登録されている商標及び国際合意により保護を受ける商標であって、同種の商品若しくは役務に関して第三者の名義で先の優先権を有するもの又は同一の商品若しくは役務に関する同一当事者の同一の商標

2) カザフスタン共和国において、確立した慣行に従って、いずれかの種類の商品及び役務に関して周知であると認定された商標

3) 登録出願された名称であって、同種の商品若しくは役務に関して第三者の名義で先の優先権を有するもの(取り下げられたものを除く)又は同一の商品若しくは役務に関する同一当事者の同一の名称

4) [廃止]

5) カザフスタン共和国においていずれかの商品に関して保護を受ける原産地表示。ただし、原産地表示が登録された同一の商品に関して商標登録がなされた場合において、この原産地表示を使用する権利の所有者の名義で登録されている商標の保護を受けない要素として組み込むことができるときはこの限りでない。

本項 1)、2)及び3)に定める商標のいずれかと混乱を招くほどに類似する商品又は役務に関する名称の商標としての登録は、商標権者の許諾を条件とする。

(2) 次に掲げる標章は、商標として登録してはならない。

1) カザフスタン共和国において優先権を有するという条件の下に他人名義で保護を受ける意匠

2) [廃止]

3) 出願日にカザフスタン共和国において広く知られている文学、科学及び芸術の著作物、公知の芸術作品及びその断片の名称であって、著作権を侵害するもの

4) 姓、名、ペンネーム及びそこから派生する名称並びに肖像及びその模写であって、関係者又は権利承継人若しくは権利相続人の人格権を侵害する場合、又は当該要素が所管機関の許可なくカザフスタン共和国の歴史遺産又は文化遺産の一部を構成する場合。

第8条 出願

(1) 商標登録出願は、特許庁に対して出願人が行う。

(2) 団体商標の登録出願は、団体商標の使用における当事者間の合意に従って団体名義で行う。

(3) 願書は、デジタル署名により証明された電子書類として提出することができる。

第9条 商標登録出願要件

(1) 出願は単一の商標に関するもののみとする。

(2) 出願は公式様式を用いて提出され、次に掲げる事項を含む。

- 1) 商標登録願書であって、出願人の名称及び本社の所在地又は住所が明記されたもの。
 - 2) 登録出願に係る標章
 - 3) 商品又は役務の国際分類に従って区分された、商標登録を求める商品又は役務のリスト
- (3) 次に掲げる書類が出願に添付される。
- 1) 所定の手数料の納付証。手数料はカザフスタン共和国の規則により定められる。
 - 2) 代理人を通じて手続きが行われる場合は、委任状
 - 3) 団体商標の出願の場合、当該団体名、登録の目的、団体商標を使用する者の氏名リスト、団体商標を使用する商品又は役務名のリスト、使用期間、使用条件及び団体規約であって、規約に違反した場合の責任について記載のあるもの。
- (4) 出願及びいかなる添付書類も、カザフ語又はロシア語で書かれている。他国語で書かれた書類が提出された場合、出願人は1月以内にカザフ語又はロシア語に翻訳したものを提出する。
- (5) 出願日は特許庁が本条(2)の要件を満たす出願を受理した日とする。(2)の要件を欠いた場合は、すべてが提出された最後の日を受理日とする。
- (6) 商標出願の作成、準備及び係属の手続は所管機関によって定められる。

第10条 商標の優先権

- (1) 商標の優先権は特許庁への出願日により決定される。
- (2) 商標の優先権は、工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国及び条約で規定される国際組織又は地方組織における商標の先行出願日において決定することができる(条約優先権)。ただし、特許庁がかかる日から6月以内に出願を受理することを条件とする。条約優先権を請求する場合、出願人は、出願した番号、日付、提出国を提示し、先行出願を証明する謄本を添付しなければならない。
- (3) 公認の国際博覧会において展示された製品に付された商標の優先権は、当該展示会において公表された日により決定する(展示優先権)。ただし、特許庁がかかる日から6月以内に出願を受理することを条件とする。
- (4) 条約優先権又は展示優先権の享受を希望する出願人は、登録出願のときに又は特許庁が出願を受理した日から2月以内に、これを宣言し、かかる請求の妥当性を具体化した書類を提出する。
- (5) 分割出願の場合、各出願の優先権は、先行出願の優先日によって決定される。分割出願の優先権は、同一出願人の原出願の優先日によって決定され、原出願によってそれより先の優先権を決定する権利が存在する場合は、優先権は、この優先日によって決定される。ただし、分割出願の出願日において原出願が取下げられず、取下げられたとみなされず、かつ原出願についての査定をする前に分割出願がなされた場合に限る。
- (6) 様々な商品に関する名称のいくつかの出願が利用可能である場合は、出願人の請求により、異なる商品に関する商標の複数の優先権が決定される。

第3章 商標の審査

第11条 審査手続

(1) 出願の審査は特許庁により実施され、次に掲げる段階を踏んで実施される。

1) 第5条及び第9条に定める要件に従う出願内容及び必要書類の存在を確認するため、事前審査が出願の受領日から1月以内に実施される。この審査の結果として、出願人は、10就業日以内に、出願が受理され係属しているか又は手続が終了したかの通知を受領する。

2) 商標が本法第6条及び第7条に定める要件の遵守を確認するため、本審査が出願受理日から9月以内に実施される

3) 出願人の書面による請求があった場合は、手数料納付を条件として、2)に定める期間より前に、ただし出願日から6月以後に、商標出願の審査が実施される。

(2) 特許庁は審査のいかなる段階においても追加資料を要請でき、それは出願人への要請送付日から3月以内に提出される。

出願人が期限内に追加資料提出及び当該期間延長要求のいずれも実施しない場合、出願審査は中断され、かつ出願は放棄されたとみなされる。

第12条 査定

(1) 事前審査の結果に従って、出願人は、10就業日以内に、審査のための出願の受理、関係番号の割当、出願日及び優先日の決定又は理由を付した意見書という形で審査のための出願の受理の拒絶のいずれかについて通知される。

10就業日以内に、特許庁は所管機関に対し、本審査の結果に従って提供される登録、一部登録又は登録拒絶に関する専門家の意見書を送付する。登録拒絶に関する専門家の意見書は、10就業日以内に出願人に送付される。

(2) 出願人は、本審査の予備的意見書が送付された日から3月以内に理由を付した異議申立書を提出する権利を有し、その審理後、特許庁は、異議申立書を受領した日から3月以内に最終意見を言い渡す。

(3) 本審査の結果に従って、所管機関は、15就業日以内に商標登録又は登録拒絶のいずれかの査定を下す。登録査定は、商品及び役務のリストのすべて又はその一部に関してすることができる。

(4) 商標登録簿に記入する前に、他の出願の先行登録が判明した場合、商標登録査定は同一性に関してすることができる。

(5) 所管機関の商標登録査定に基づいて、出願人は、特許庁の肯定的意見に関する通知を受領した日から3月以内に、商標登録に係る手数料及び登録情報の公告に係る手数料を納付する。

出願人が定められた手続に従って商標登録及び登録情報公告に関する手数料の納付証を提出しない場合は、商標登録はなされず、当該商標出願は取下げられたとみなされ、手続は終了する。

(6) (2)に従って言い渡された特許庁の意見に同意しない場合は、出願人は、その送付日から3月以内に特許庁の意見に対する異議申立書を所管機関に提出することができる。異議申立は審判委員会がその受領日から4月以内に処理する。

第13条 出願人の権利

出願人は次に掲げる権利を有する。

- 1) 審査のいかなる段階においても、自己の出願を取下げることができる権利
- 2) 自己の出願を審査する過程で生じるいかなる疑義に関しても関与できる権利
- 3) 出願を本質的に変更することなく、出願の資料を追加又は補正するために追加できる権利
- 3-1) 審査が終了するまでのいかなる段階においても、出願時の商品又は役務を分割して分割出願する権利
- 4) 6月以内に限り、回答提出又は反対意見提出の期限延長を要求する権利
- 5) 関係する期間満了から2月以内に限り、満了期限の回復を要求する権利
- 6) 自己の出願に対して引用された資料を知る権利
- 7) 審判委員会への異議申立による手続の停止を申請する権利
- 8) 契約締結を伴わない商標、役務商標を受ける権利の他人への移転を申請する権利

第4章 商標登録

第14条 国家商標登録簿

(1) 商標登録に関する情報は、特許庁の業務に係る納付及び商標登録に係る手数料の納付をしたときに、国家登録簿に記録される。

次に掲げる情報が国家商標登録簿に記録される。

- 1) 商標の描写
- 2) 所有者についての情報
- 3) 商標登録番号及び登録日
- 4) 団体商標への言及
- 5) 商標登録された商品又は役務のリスト
- 6) 特許庁への出願番号及び出願日
- 7) 条約優先権がある場合は、先行出願をした国名、出願番号及び出願日
- 8) 保護を受ける商標の権利の移転についての情報を含む、商標登録に関するその他の情報

(2) 国家商標登録簿は公開される。利害関係人の請求により、特許庁は国家商標登録簿の抄本を提供する。

(3) 商標権者は特許庁に対し、姓、名若しくは(該当する場合は)父称、居所又は名称及び所在地の変更並びに商標登録された商品又は役務のリストの縮減であって登録を本質的に変更しないものについての情報を含む、登録に関するすべての変更を通知しなければならない。

(4) 特許庁は、変更請求及び対応する納付の日から1月以内に、(3)に定める変更及び技術的誤りを補正するための変更を国家商標登録簿に記録する。

変更を国家商標登録簿に記録した日から2月以内に、適切な変更の申請に関する通知が申請人に送付される。

第15条 登録期間

(1) 商標登録の期間は出願日から起算して10年とする。

(2) 商標登録の期間は、所有者が有効期間の最終年に行う請求により、10年間ごとに延長する。登録有効期間の延長に関する情報は、請求日から1月以内に国家商標登録簿に記録される。

(3) (2)に定める請求の提出期限は、登録有効期間の満了から6月以内に所有者の申請がなされた場合は回復することができる。

第16条 登録に関する情報の公告

国家商標登録簿に保管された商標登録に関する情報及び登録に関するその後の変更は、特許庁によって2月以内に公報に公告され、かつ国家商標登録簿への記録後直ちにそのウェブサイト上で公告される。

団体商標の所有者についての情報は国家登録簿に追加記録される。

第17条 商標再登録条件

登録が満了した商標と同一又は混乱を招くほどに類似する商標は、商標登録の終了日から1年は前商標権者以外の者の名義で登録することができない。

定められた条件はまた商標権者が登録期間の満了前に商標を放棄した場合にも適用される。

第18条 国家商標登録簿の抄本

(1) 国家商標登録簿の抄本は、国家商標登録簿で指定された商品又は役務に関する商標登録、優先権、商標権者の特別な権利を確認する。

(2) 抄本の様式は所管機関によって定められる。

第18-1条 商標の周知性の認定

(1) カザフスタン共和国の領域において登録されている商標又は国際合意により保護を受ける商標及びカザフスタン共和国において法的保護を受けずに商標として使用されたが実際の使用の結果として一般に認識された標章は、カザフスタン共和国において周知商標として認定を受けることができる。

カザフスタン共和国における商標の周知性の認定に係る個人及び法人の出願は、商標の周知性の認定に係る所管機関の委員会によって処理される。

出願日から2月以内に、所管機関はカザフスタン共和国の法令で定める必要書類の存在を確認し、出願の審査の許可について出願人に通知し、閲覧のため及び第三者が同意しない場合は所管機関に委任することができるようにそれについての情報をウェブサイトで公告する。

公告日から3月の満了後、出願及び商標の周知状態を確認する付属資料が所管機関によって審査される。所定期限の満了後、所管機関は3月以内に出願の審査を実施する。

出願人は、審査の終了までは、出願資料の補正、追加及び明確化をする権利を有する。

第三者が同意しない場合は、関係する通知が出願人に送付されるものとし、出願人は、出願の審査の結果に従う意見書が提供される前に当該通知に対する応答を提出する。

カザフスタン共和国における商標(役務商標)の周知性の認定に係る委員会に関する規則は所管機関によって承認される。

所管機関の委員会による出願の審査の結果に従って、商標の周知性を認定する決定又は認定を拒絶する決定が下される。決定は、決定が下されたときから10就業日以内に商標の所有者に送付される。

出願人が提出した実際のデータにより標章が出願で指定された以外の日に周知となったことが確認される場合は、商標は実際の日から周知であると認定を受けることができる。

実際の商標の周知性の認定に関する情報は、カザフスタン共和国の領域において独立専門機関が行う消費者調査の結果により確認される。調査は、共和国的に重要な都市、首都及び地方的に重要な5以上の都市を対象とする。1地域における回答者の総数は100人以上とする。

次に掲げることが確認された場合は、商標の周知性の認定を拒絶する決定が下される。

- 1) 商標の周知性を認定するための情報が十分でないこと
- 2) 類似の商品に関して他人名義で保護を受けるか又は宣言された出願人の商標と同一又は混乱を招くほどに類似する商標であって、出願人が商標の周知性の認定を請求する日より先の優先権を有するものが存在すること

本項第4段に定める所管機関の委員会の決定に対しては、裁判所に上訴することができる。

(2) 周知商標には、商標について本法で規定する法的保護が付与される。

(3) 周知商標の法的保護は次に掲げる理由により終了する。

- 1) 登録期間の満了

2) 商標の周知性の認定に係る所管機関の委員会の決定を取り消す裁判所の決定の発効
(4) (1)に定める名称又は商標の周知性の認定に基づいて、対応する情報が国家登録簿に記録される。

商標の周知性の認定期間は、所有者の請求及び商標の周知状態を確認する情報の提出により、次の10年間延長する。

周知商標の登録、所有者に関する情報及び当該登録に関するその後の変更は、国家周知商標登録簿に記録され、公報に公告される。

第5章 商標の利用

第19条 商標の利用要件

- (1) 商標権者は商標を利用する権利を有する。
- (2) 仲介業者は、製品製造者の合意に基づいて、製品製造者の商品に自己の商標を製品製造者の商標と併せて付与し、製品製造業者の代わりに当該商品を流通させ市場に出荷する権利を有する。
- (3) 団体商標権者は、自己が製造した商品に、団体商標とともに各自の商標を付することができる。
- (4) いかなる利害関係人も、登録日から3年間又は異議申立日前3年間の継続した商標の不使用を理由とする商標登録の取消を求める異議申立を所管機関に提出することができる。異議申立は、登録証で指定された商品のすべて又は一部に関して行うことができ、審判委員会がその受領日から6月以内に処理する。

商標の使用の証拠は、商標権者又は第21条(2)に定める商標権移転契約に従ってこの権利を有する者による、商標が登録された商品及び(又は)その包装における商標の使用とする。

商標が表示されている商品を製造し、輸入し、保管し、販売の申出をし、流通させること、宣伝広告、標識、印刷物、社用便箋、他の営業書類、商標権移転又はカザフスタン共和国における商品展示及び一般流通させるその他の方法で使用することは、商標の使用とみなす。

商標権者が提出する商標の使用の証拠は、異議申立書に示された期間に関する。

商標の不使用を理由とする商標登録の取消の決定を下す際には、商標が制御不能の事情のため使用されなかったという商標権者が提出した証拠を考慮すべきである。

(5) [廃止]

(6) 商標権者であって、当該商標が登録以降に周知商標と同一又は誤認混同するほどに類似するようになった場合、当該商標権者は、特許庁が定めた期間内において連続してそれを使用する権利を有するが、7年以内とする。

(7) 他人が商標権者によって又はその許諾を得てユーラシア経済連合の加盟国の領域において適法に一般流通させられた商品に関して商標を使用する場合は、この商標の排他的権利の侵害とはみなされない。

第20条 特別表示

商標登録証の所有者は、その商標がカザフスタン共和国における登録商標であることを示すために、ローマ字の「R」、 「тауар таңбасы」、 「товарный знак」若しくは 「тіркелген тауар таңбасы」という言葉を商標に添えて使用することができる。

第21条 商標権の移転

(1) 商標登録証で指定した商品及び役務のすべて又は一部に係る商標に対する排他的権利は、その商標権者から契約により他人に移転できる。

製品又は製造者として誤認される虞がある場合には、商標権移転は許可されない。

契約又は相続による移転を含む、商標権の移転は特許庁に登録される。

(2) 商標使用权は、登録証で指定される商品及び役務のすべて又は一部について使用許諾契約の条件に基づき、その商標権者(ライセンサー)により他人(ライセンシー)に付与できる。

ライセンサーに商標使用を許諾する使用許諾契約には、使用権者の商品又は役務の品質がライセンサーの商品及び役務に劣ることがあってはならないこと及びライセンサーにより当該条件の順守が確保できることを明記する。

使用許諾契約の効力は商標権の満了にともない終了する。

他人への商標権の移転により使用許諾契約は中断されない。

(3) 商標移転契約、使用許諾契約、フランチャイズ契約、商標担保権及び質権設定契約は、書面により締結され、所管機関に登録される。書面様式及び登録要件を遵守しない場合は、契約が無効となる。

商標移転契約、使用許諾契約、フランチャイズ契約、担保権及び質権設定契約の登録は、特許庁が実施する資料の審査の結果に従ってなされる。

使用許諾契約の登録に関する規則は、再使用許諾契約、登録された契約の追加契約の登録手続に適用される。ただし、カザフスタン共和国の法令によって別段の規定があればこの限りでない。

商標移転契約、使用許諾契約、フランチャイズ契約、担保権及び質権設定契約の登録のためには、所定様式による申請書を特許庁に提出する。

申請書には次に掲げるものを添付する。

1) 同種の工業所有権の対象に関する契約書原本であって、表紙を付したものの4通。契約書の各通は綴じられ、紙の封印が付され、綴じられており番号が付されている頁の数について記録され、双方当事者又は双方当事者の授権された者の印及び署名が付される。

使用許諾契約については、登録のための資料を契約日から6月以内に申請する。

契約書原本に代え、契約書の公証謄本を提出することができる。

2) 特許弁護士又は他の代理人を通じて申請書を提出する場合は、委任状

3) 手数料納付証

4) 特許庁の業務に係る納付証

納付は、申請書の提出時又は申請書受領日から1月以内になされる。納付証を1月以内に提出しない場合は、申請書は提出されていないとみなされる。

使用許諾契約については、国内の申請人は、法人のために申請する場合には、上記書類に加え、契約の締結及び企業の最高責任者による契約締結の権限付与についてのライセンサー(サブライセンサー)の管理機関の決定書を提出する。

移転契約については、国内の申請人は、上記書類に加え、契約の締結及び企業の最高責任者による契約締結の権限付与についての保護証書若しくは排他的権利の所有者の管理機関、設立総会又は株主総会の決定書を提出する。

申請書及び他の必要書類はカザフ語及びロシア語で提出される。外国語の名称及び法人名称は、カザフ語及びロシア語による翻字で記述する。他の言語による書類が提出された場合は、申請書には公証されたカザフ語及びロシア語翻訳文を添付する。

申請書は1の商標移転契約、使用許諾契約、フランチャイズ契約、担保権及び質権設定契約又は追加契約に関する。

カザフスタン共和国外に居住する個人又は外国法人であって自己の名義で契約資料を所管機関に提出する者は、カザフスタン共和国の特許弁護士を通じて契約の登録に対する権利を行使する。カザフスタン共和国の国民であって一時的に外国にいる者は、カザフスタン共和国の領域内の送達宛先を示すことを条件として、特許弁護士を通さずに契約の登録に対する権

利を行使する。

当事者の 1 がシンガポール条約に加盟する外国の個人又は法人である移転契約の審査及び登録は、シンガポール条約の規定に従ってなされる。

(4) 特許庁は、申請人が登録のための書類一式を提出した後、申請書受領日から 15 就業日以内に、すべての必要書類の存在及び定められた要件の遵守を確認するため、提出された書類の事前審査を実施する。申請書に添付された契約資料の中に審査に係る納付証が存在しない場合は、申請人に請求書が発行される。この場合には、期間は、特許庁における納付の受領日から開始する。

提出された商標移転契約又は使用許諾契約の資料に基づいて、20 日以内に実体審査が実施される。実体審査の過程で、カザフスタン共和国の現行法令に従って商標移転契約又は使用許諾契約の資料の審査が実施される。

(5) 商標移転契約又は使用許諾契約の登録を妨げる理由であって、除去することができるものは次の通りである。

- 1) 契約が締結された商標登録が終了したが、更新の可能性があること
- 2) 先に締結された契約に基づいて負う義務であって、工業所有権の対象の使用に関する使用許諾の付与を妨げるもの
- 3) 契約の規定であって、カザフスタン共和国の民事法令及び批准した国際合意と相反するもの
- 4) 不完全な書類一式が提出されたか又は提出された書類がカザフスタン共和国の現行法令の要件を満たさないこと

(6) 契約の登録を妨げるが除去することができる書類手続要件の違反又は(5)に定める理由がある場合は、特許庁は申請人に対し、送付日から 3 月以内に、欠落した若しくは補正した書類を提出するか又は必要な変更若しくは追加をすることの提案請求を送付する。この場合には、(4)に定める実体審査期間は、欠落した又は補正した書類が提出された日から開始する。

(7) 次に掲げる理由に従い、特許庁は、商標移転契約又は使用許諾契約の登録を拒絶する意見を言い渡す。

- 1) 契約が締結された商標登録が終了し、更新の可能性がないこと
- 2) (6)に定めるすべての必要な資料及び情報を 3 月以内に提出しないこと
- 3) 契約を締結するのに必要な当事者の権利がないこと
- 4) 使用許諾契約にライセンシーの再使用許諾契約を登録する権限がないこと及び使用許諾契約が所管機関に登録されていないこと

意見を言い渡した後 2 就業日以内に、特許庁は所管機関に対し、この意見書を拒絶理由とともに送付する。

(8) 審査の結果が肯定的である場合は、特許庁は所管機関に対し、5 就業日以内に、商標移転契約又は使用許諾契約の登録を妨げる理由の不存在に関する意見書を送付する。

商標移転契約又は使用許諾契約の登録又は登録拒絶の決定は、特許庁の意見書の受領日から 5 就業日以内に所管機関によって下される。

(9) 契約の登録の決定を下した後、所管機関は次に掲げることを行う。

- 1) 契約書の表紙に印を押し、登録日及び登録番号を付すること
- 2) 登録された契約の登録簿に契約について記録すること

3) 契約登録についての情報を公告するために、特許庁に対し、登録された契約書3通を意見書とともに送付すること。

特許庁は、登録された使用許諾契約、商標移転契約、フランチャイズ契約、担保権及び質権設定契約に関し、登録された契約書2通を申請書で指定された通信宛先に送付し、登録された契約についての情報、特に、契約登録番号及び登録日、契約当事者の名称及び完全なデータ、契約対象、契約期間、契約の地域的範囲を公報に公告する。

契約書2通は所管機関及び特許庁にそれぞれ保持され、照合用謄本とする。

何人も、公開が可能な登録された契約の登録簿の抄本を受領することができる。

第三者による契約書本文の閲覧及びその抄本の取得は、契約当事者の書面による許諾がある場合に限り許可される。

特許庁の意見に基づいて所管機関が商標移転契約及び使用許諾契約の登録を拒絶する決定を下した場合は、審査された契約の書類が登録を拒絶する決定書とともに、申請書で指定された宛先に返却される。

(10) 商標移転契約、使用許諾契約、フランチャイズ契約、担保権及び質権設定契約は、所管機関における登録の日から効力を有する。

第22条 分割によって法人が再編された場合の商標権の移転

法人が分割された場合、商標権は、商品又は関連役務行為が移行する新規設立法人に移転される。

各新規設立法人が商標が登録された商品又は役務の製造に係る活動部分を保有する場合、新規法人は商標の共同商標権者となる。ただし、当事者間で合意があることを条件とする。

第6章 商標登録の効力の終了

第23条 商標登録の紛争

(1) 商標登録が本法第7条(1)(1から3まで)を除く第6条及び第7条に定められた要件を満たさない場合又は有効となったとき若しくは商標登録日から5年間に本法第7条(1)(1から3まで)に定められた条件に違反する場合は、期間内のいかなる時であってもそれに異議を唱え、若しくは無効を主張することができる。

(2) いかなる利害関係人も本条(1)に定める根拠をもとに、商標登録に対する異議申立を特許庁に提出できる。

異議申立は審判委員会により受領日から6月以内に審理される。異議申立書を提出した者及び商標権者は当該手続きに参加する権利を有する。

第24条 商標登録の終了と無効

(1) 次に掲げる場合において、商標登録は効力が消滅する。

- 1) 本法第15条に定める条件の満了
- 2) 商標権を有する法人の解散、営業活動の停止又は自然人の死亡
- 3) 商標権の放棄に係る商標権者の書面による申請に基づく場合
- 4) 第19条(4)に定める商標の不使用
- 5) [廃止]

(2) 本法第23条(1)の規定を根拠に、審判委員会又は裁判所の決定によって商標登録のすべて又は一部が無効とみなされる。

(3) 期間満了又は無効のため取消となった商標登録は、特許庁がこれを商標登録簿に記録する。

第7章 原産地表示登録の法的保護及び要件

第25条 原産地表示の法的保護

(1) 原産地表示の法的保護は、本法の規定に従い又はカザフスタン共和国が締結する国際条約に基づき、カザフスタン共和国の領域において付与される。

(2) 原産地表示を使用する排他的権利は、この地理的地域において、環境条件及び(又は)人的要因を含む地理的地域に専ら又は主に関係する特別な特徴を有する商品を生産している 1 又はいくつかの事業体に付与することができる。

(3) 外国にある地理的表示の原産地表示としての国家登録は、この表示の名称が商品の原産国において原産地表示として保護を受けている場合に許可される。上記原産地表示を使用する排他的権利の所有者は、商品の原産国において当該名称を使用する権利の保護を受けている者に限る。

第26条 原産地表示として登録される名称

(1) 国、地方、人口集中地区、地域又はその他の地理的地域の現代的又は歴史的な公式又は非公式の完全名称又は略称並びに当該名称からの派生名称及びその商品の一般名称との組合せは原産地表示として登録することができる。

(2) 地理的地域の名称であるか又は地理的地域の名称を含むが、カザフスタン共和国において商品の生産場所と関係がない特定の種類の商品の名称として一般に使用されるようになった名称は、原産地表示として認定されない。

第27条 原産地表示として登録されない名称

次に掲げる名称は原産地表示として登録することができない。

- 1) 地理的地域の名称であって、商品の生産場所について誤解を招く虞があるもの
- 2) 商品が生産された実際の場所を正しく示しているが、他の地域で生産された商品であるという誤った印象を与えるもの
- 3) 商品の生産場所と関係がない地理的地域の名称を含むもの

第28条 原産地表示の登録出願及び原産地表示の使用権付与

原産地表示の使用権付与のための登録出願(以下、「出願」という)は、特許庁に対してが行う。

第29条 出願要件

(1) 出願は1つの原産地表示に限る。

(2) 出願は標準様式を用いて提出され、かつ、次に掲げる事項を含む。

- 1) 出願人及び出願人の所在地又は居所が示される名称の審査実施及び(又は)名称に対する権利付与の願書
- 2) 出願に係る名称
- 3) 商品の種類
- 4) 商品の特別な特徴の明細
- 5) 商品製造場所の表示(地理的地域の範囲)

(3) 原産地表示として出願される名称を有する地理的地域がカザフスタン共和国の領域内にある場合は、出願は、出願人が上記地理的地域の範囲内で商品を生産しており、かつ、この商品の特別な特徴、品質、評判又はその他の特徴が主にこの地理的地域に典型的な環境条件及び(又は)人的要因によって決定される旨の地方行政当局の意見書を含む。

カザフスタン共和国の領域内にある登録された先の原産地表示に対する排他的権利の付与の出願は、出願人がこの地理的地域の範囲内でカザフスタン共和国の国家原産地表示登録簿で指定された特別な特徴を有する商品を製造している旨の所管機関の意見書を含む。

原産地表示として出願される名称を有する地理的地域がカザフスタン共和国外にある場合は、請求された原産地表示に対する出願人の権利を確認する書類を出願に添付する。

審査の実施に関する特許庁の業務に係る納付証も出願に添付する。納付金額はカザフスタン共和国の法令に従って定められる。

代理人を通じて記録管理が行われる場合は、委任状を出願に添付する。

(4) 出願及び添付書類はカザフ語又はロシア語で提出される。他の言語による書類が提出された場合は、出願人は出願日から1月以内にカザフ語又はロシア語翻訳文を提出する。

(5) 出願の作成、準備及び審査の要件は所管機関によって定められる。

第8章 原産地表示の審査

第30条 審査手続

(1) 出願日から6月以内に特許庁は、本法第26条、第27条及び第29条に定める要件を充足しているか審査を実施する。

(2) 特許庁は審査のいかなる段階においても追加資料を要請でき、出願人は要請送付日から3月以内に提出する。

期限内に出願人が、追加資料の提出及び当該期間延長要求のいずれも行わない場合、出願審査は中断され、かつ出願は取下げられたとみなされる。

第31条 査定

(1) 審査の結果に基づき特許庁は次に掲げる査定をする。

1) [廃止]

2) 原産地表示を登録又はその使用権を付与する

3) 原産地表示の登録又はその使用権付与を拒絶する

(2) 出願人は、登録出願拒絶に関する決定の受領日から3月以内に審査結果の見直しを要求すると共に理由を付した異議申立をすることができる。

再審査結果に同意しない場合、出願人は本法第12条(6)に定める手続に基づき上訴することができる。

第32条 出願人の権利

原産地表示の審査の場合、出願人は本法第13条に定める権利を有する。

第9章 原産地表示使用権の登録及び付与

第33条 国家原産地表示登録簿の管理手続

- (1) 特許庁は、原産地表示、登録番号及び登録日、商品の特別な特徴の明細、原産地表示使用権のすべての所有者についての居所(所在地)を示す情報、出願番号及び出願日、上記情報のその後のすべての変更並びに登録に関するその他の情報を国家原産地表示登録簿に記録する。
- (2) 原産地表示使用権の所有者は、特許庁に対して登録に係るすべての変更事項を報告する。変更の記載は特許庁により原産地表示登録簿及び登録証に記入される。
- (3) 原産地表示登録簿は公開される。特許庁は利害関係人の請求があれば、原産地表示登録簿の抄本を交付する。

第34条 原産地表示登録期間及び原産地表示使用権

- (1) 原産地表示登録は、当該地理的地域の地域内において製造された製品が製品の特徴を保有しているという条件においていつでも効力を有する。
- (2) 原産地表示使用権期間は、特許庁への出願日から10年とする。
- (3) 原産地表示使用権期間は、所有者が期間の最終年に行う請求に応じて10年間延長する。ただし、原産地表示が登録された事項に関する製品がその特徴を保持していることを条件とする。
- (4) 原産地表示使用権期間延長要求は、本法第29条に従い所管機関に対して申立書を同時に提出する。登録期間延長は、原産地表示登録簿及び登録証に記録される。
- (5) 本条(3)において定められた提出の期限は、登録期間延長から6月内に所有者が提出した請求に従って回復する。

第35条 登録事項の公告

原産地表示登録事項及び原産地表示使用権付与事項及びそれに追従する変更は、国家原産地表示登録簿への記入後直ちに特許庁により官報にて公告される。

第36条 原産地表示使用権

- (1) 国家原産地表示登録簿の抄本は、原産地表示登録の事実及び国家原産地表示登録簿で指定された商品に関する所有者の排他的使用権を確認する。
- (2) 抄本の様式は所管機関によって定められる。

第10章 原産地表示の利用

第37条 原産地表示利用の要件

- (1) 原産地表示使用権の所有者は排他的使用権を有する。
- (2) 類似の商品に登録されている原産地表示と同一又は誤認混同するほどに類似している場合、地理的表示は登録をしない限り使用することができない。
- (3) ミネラルウォーター、ワイン又はスピリッツを識別する地理的表示そのもの又はそれを含む地理的表示であって、当該土地から産出されたものではないことを示すためにこれらの商品に原産地あるいは原産地の訳語が付され、あるいは「型」「類」又は「様式」が標章が付されているものは使用することができない。
- (4) 財産処分権、原産地表示使用権の移転、その他の取引及び使用権許諾契約に基づく原産地表示使用権付与は認められない。

第38条 特別表示

原産地表示使用権の所有者は、丸囲みのローマ字の「R」又は「тіркелген тауар шығарылған жердің атауы」, 「зарегистрированное наименование места происхождения товара」若しくは「ТШЖА тірк.»という言葉の標章を特別表示として原産地表示に添えて加えることができる。

第 11 章 原産地表示の法的保護の終了

第 39 条 原産地表示登録及び原産地表示使用権の紛争

(1) 第 26 条，第 27 条及び第 29 条に定める要件を満たさない場合，原産地表示登録又は原産地表示使用権付与について無効を主張することができる。

(2) 原産地表示の使用が，先の優先権を有する商標及び実際の使用の結果としてカザフスタン共和国において一般に認識された商標を理由として商品又は製造者について消費者の誤解を招く虞がある場合は，公報における原産地表示の国家登録についての情報の公告日から 5 年以内に，原産地表示登録及び(又は)原産地表示使用権付与について異議を唱え，無効とすることができる。

(3) いかなる利害関係人も，(1)及び(2)に定める理由に基づいて，原産地表示登録及び(又は)原産地表示使用権付与に対する異議申立を所管機関に提出することができる。

異議申立は第 23 条(2)で定める手続及び期間に従って処理される。

第 40 条 原産地表示登録及び原産地表示使用権の終了と無効

(1) 原産地表示登録は次に掲げる場合に消滅する。

1) 本件の原産地表示が載る国家原産地表示登録簿に指定される特徴を持つ製品の製造を可能とする本件の地理的特徴要因がもはや存在しない場合

2) 原産国において原産地表示の法的保護が終了した場合

(2) 次に掲げる場合は原産地表示使用権の効力が終了する。

1) 本法第 34 条に規定される条件の満了

2) 本件の原産地表示に関する原産地表示登録簿に記録される特別な特徴をもはや備えていない製品の場合

3) 特許庁に提出した原産地表示使用権の所有者の要求に基づく場合

4) 法人の解散又は原産地表示使用権を使用する自然人の営業活動の停止の場合

(3) 原産地表示登録又は原産地表示使用権付与は，本法第 39 条(1)の規定を根拠として審判委員会又は裁判所の決定により無効とみなされる。

(4) 有効期限終了又は無効の理由をもって，特許庁は原産地表示登録取消又は原産地表示使用権付与に関するものを原産地表示登録簿へ記入する。

第 12 章 商標権及び原産地表示使用权の保護

第 41 条 審判委員会

(1) 審判委員会は、第 12 条(6)、第 19 条(4)、第 23 条(2)、第 39 条(2)に従ってなされた異議申立の裁判前の審査に関する所管機関の部門である。審判委員会に関する規則は所管機関によって定められる。

(1-1) (1)に定める異議申立の裁判前の紛争審査は必須とする。

(2) 次に掲げる異議申立を審判委員会に提出することができる。

- 1) マドリッド協定第 5 条(1)、(2)に定める出願された名称の審査の結果に基づく商標登録の拒絶を含む商標登録を拒絶する所管機関の査定(特許庁の意見)に対する異議申立
- 2) 原産地表示の登録及び(又は)使用权付与を拒絶する所管機関の査定に対する異議申立
- 3) マドリッド協定第 5 条(6)に定めるものを含む商標登録に対する異議申立
- 4) 原産地表示の登録及び(又は)使用权付与に対する異議申立
- 5) 商標の不使用を理由とする商標登録の期間に対する異議申立

1)及び2)に定める異議申立は、出願人又はその譲受人によって直接又は代理人を通じてなされる。

3)から5)までに定める異議申立は、利害関係人によって直接又は代理人を通じてなされる。

異議申立は、カザフ語又はロシア語の書面により所管機関に直接提出されるか又は郵送される。異議申立書の添付資料はカザフ語及びロシア語で提出される。

異議申立書がファックス又は電子メールによって提出された場合は、異議申立書を受領した日から1月以内に原本書面により確認される。

異議申立書は本法で定める期間内に提出される。

本項第 1 段 1)及び 2)に定める異議申立の超過した期限は、本法で定める期間内に出願人の請求があった場合は回復される。当該請求は異議申立書とともに審判委員会に提出される。

(3) 特許弁護士又は他の代理人を通じて異議申立をする場合は、委任状はカザフ語及びロシア語で提出される。委任状が他の言語(外国語)で提出された場合は、カザフ語及びロシア語に翻訳し、翻訳文に公証を受ける。公証された委任状の原本は、公証確認のため、異議申立資料に添付するか又は写とともに審判委員会書記に提出する。

(4) 提出された異議申立書は、本法で定める期間内に審判委員会の会議において処理される。異議申立人及び保護証書の所有者の請求により、異議申立の審理期限は延長することができるが、異議申立の審理に係る所定期限の満了日から6月以内とする。

(5) 異議申立人、商標権者又は原産地表示使用权の所有者は、決定日から6月以内に審判委員会の決定に対して裁判所に控訴する権利を有する。

第 41-1 条 審判委員会における異議申立の審理の拒絶理由

異議申立は、次に掲げる場合は、審理を拒絶される。

- 1) 異議申立が審判委員会における審理に付されない場合
- 2) 異議申立書に署名されていない場合又は署名権限を有さない者が署名した場合
- 3) 異議申立書が所定期限を過ぎて提出され、期限の延長又は回復の可能性がなくなった場合
- 4) 異議申立の様式、内容又は手続の要件に関する不備を出願人が定められた期間内に除去

しなかった場合

上に掲げる事情においては、受領された異議申立書の審査を許可することができず、提出されていないとみなす旨の通知が異議申立人に送付される。

異議申立人又はその代理人は、審判委員会の決定の公告前に、提出した異議申立書を取り下げることができる。

第 41-2 条 審判委員会の会議における異議申立の審理

(1) 異議申立は、少なくとも 5 名の構成員から構成される審判委員会の会議において審理される。紛争審理の開始前は、審判委員会の人員構成の秘密が確保される。

意見を言い渡すため、適切な分野における学術機関の代表者及び専門家を審判委員会の会議に招聘することができる。

(2) 審判委員会は、次に掲げる場合は、会議の時期を変更する権利を有する。

- 1) 異議申立の審理に参加する権利を有する者の欠席により、会議において異議申立を審理することが不可能である場合
- 2) 実体についての決定を下すために、当事者が欠落している追加書類(証拠)を提出しなければならない場合
- 3) 当事者の請求があった場合

(3) 異議申立の審理に参加する者は次に掲げる権利を有する。

- 1) 事件の資料を閲覧し、抄本を作成し、その写を請求し受領する権利
- 2) 証拠を提出する権利
- 3) 証拠調べに参加する権利
- 4) 審判手続の参加者に質問をする権利
- 5) 申立をする権利
- 6) 審判委員会の構成員に対して口頭及び書面による説明をする権利
- 7) 異議申立の審理の過程で生じるすべての疑義に関して論議及び理由を提出する権利
- 8) 事件に関与する他人の請求、論議及び理由に対して反論する権利

(4) 紛争の解決後、審判委員会は実体についての決定を下す。

決定は、審判委員会の構成員の単純多数決によって行われる。賛否同数の場合は、審判委員会会議の議長が決定票を有する。

異議申立の審理の結果として、次に掲げる決定が下される。

- 1) 異議申立を承認する
 - 2) 異議申立の一部を承認する
 - 3) 異議申立の審理の時期を延期する
 - 4) 異議申立の承認を拒絶する
- (5) 決定日から 10 就業日以内に、審判委員会は審判委員会の決定書を作成し、当事者に送付する。審判委員会の決定は、書面に記され、導入、説明、理由及び主文の部分からなる。審判委員会の決定には、審判委員会の構成員全員が署名する。

第 42 条 紛争解決

(1) 下記紛争は、裁判所で扱う。。

- 1) 商標又は原産地表示の登録の適法性

- 1) 商標所有者又は原産地表示使用権の所有者の排他的権利侵害
- 2) 商標使用に対する使用権許諾契約の締結及び履行
- 3) 登録証に裏付けられる権利の保護から生じるその他の紛争
- 3-1) 周知商標認定の適法性
- 4) 登録に関する権利保護に係るその他の紛争

(1-1) 第 41 条 (2) に定める所管機関の査定に関する申立は、審判委員会における当該異議申立の審理後、裁判所に持ち込まれる。

(2) 特許庁は裁判所の決定に基づき、登録に関する変更情報を公告する。

第 43 条 商標及び原産地表示法を侵害する法人又は自然人の責任

- (1) 誤認混同するほどに類似する商標若しくは原産地表示であって類似の商品若しくは役務での無許諾による市場での使用及びあらゆる商品若しくは役務での周知商標の無許諾による市場での使用は、商標権者又は原産地表示使用権の所有者の排他的権利の侵害とみなされる。
- (2) 何人も、本法の要件に違反して、保護を受ける商標若しくは原産地表示又は誤認混同するほどそれに類似している標章を不正に使用する者は、カザフスタン共和国の法規に基づいて制裁を受ける。

第 44 条 商標権者又は原産地表示使用権者の権利を侵害する者の責任

何人も、商標若しくは原産地表示又は混乱を招くほどそれに類似する標章を不正に使用するものは、次に掲げる責任を負う。

- 1) 当該使用を中止し、侵害から生じた損失を商標権者又は原産地表示使用権の所有者に賠償する
- 2) 権利所有者によって商標が付された原商品以外の、違法に使用された商標、原産地表示又は混乱を招くほどにそれらと類似する名称が付された商品、商品の包装を廃棄する。公益のために商品を流通させることが必要である場合は、商品及びその包装から違法に使用された商標、原産地表示又は混乱を招くほどにそれらと類似する名称を削除する義務を負う。
- 3) 作業又は役務に係る資料から、すなわち書類、宣伝広告、標識から混乱を招くほどにそれと類似する商標又は名称を削除する。

第 13 章 最終規定

第 45 条 手数料

商標及び原産地表示の登録，周知商標の登録，契約の登録，特許弁護士の証明及び特許弁護士登録証明書の発行に関する所管機関の活動は，カザフスタン共和国の租税法に従う手数料の納付を条件とする。

第 46 条 特許弁護士

(1) カザフスタン共和国の領域内に居所を有するカザフスタン共和国の投票権を有する国民であって，高等教育及び知的所有権の分野における少なくとも 4 年間の職業経験を有し，証明に合格し，かつ，知的所有権の分野における所管機関に登録された者は，特許弁護士の資格を得ることができる。

特許弁護士の資格の候補者を証明するため，所管機関は所管機関及び特許庁の職員の中から証明委員会を設立する。証明委員会の最小構成員数は 5 名以上の職員とする。

特許弁護士の資格の候補者の証明は，特許弁護士の資格の候補者の申請を受けたときに，各年少なくとも 1 回，所管機関によって実施される。

証明の結果に従って，証明委員会は候補者の証明又は証明の拒絶の決定を下す。証明委員会の決定の様式は所管機関によって定められる。

証明委員会の決定に対しては，当該決定が下された日から 3 月以内に裁判所に上訴することができる。

特許弁護士の資格の証明試験に合格した候補者は，特許弁護士証明書を受領し，証明書の様式は所管機関によって定められる。

特許弁護士の資格の候補者の証明及び証明書の発行については，カザフスタン共和国の租税法で定める手数料が徴収される。

(2) 次に掲げる者は特許弁護士の資格の証明に合格することができない。

- 1) カザフスタン共和国の法律に従って営業活動を行うことを禁止されている者
- 2) 所管機関及び下部組織の職員である者並びにその近親者，配偶者
- 3) 法律で定める手続に従って未執行又は未消滅の有罪判決を有する者
- 4) 本法に従って特許弁護士登録簿から除外された者

(3) 特許弁護士の活動は，次に掲げる場合は，証明委員会の議定書決議により停止される。

- 1) 証明委員会への特許弁護士の申請に基づく場合
- 2) カザフスタン共和国の法律に従って営業活動を行うことを禁止されている者の団体並びに所管機関及び下部組織の職員の団体に属する期間の場合
- 3) 第 46-2 条(1)2)及び 6)並びに(5)に定める事情を明らかにするためである場合

3)に定める場合は，特許弁護士の活動は，証明委員会が 3 月以内に関係する決定を下すまで停止される。

特許弁護士の活動は，活動停止の原因となった理由が除去された場合は，証明委員会の議定書決議によって再開される。

(4) 出願人の代理人としての特許弁護士は，知的所有権の対象の法的保護の問題に関し，所管機関及び特許庁への手続の実施に関する活動を行う。所管機関及び特許庁への手続の実施は，出願人及び(又は)商標権者が直接行うこともできる。

カザフスタン共和国外に居住する個人又は外国法人は、特許弁護士を通じて所管機関及びその組織に対して出願人、商標、役務商標及び原産地表示の所有者並びに利害関係人の権利を行使する。

カザフスタン共和国に住所を有するが一時的に外国にいる個人は、カザフスタン共和国の範囲内の通信宛先が示されている場合は、特許弁護士を通さずに出願人、商標、役務商標及び原産地表示の所有者並びに利害関係人の権利を行使することができる。

(5) 特許弁護士が任務の遂行により委任者から受領する情報は、公務上及び商業上の秘密の保護に関するカザフスタン共和国の法令で規定されている要件の遵守により、秘密とみなされる。

第 46-1 条 特許弁護士の権利及び義務

(1) 特許弁護士は、出願人(個人若しくは法人)、自己と雇用契約を締結した使用者又は自己若しくは使用者と民法上の契約を締結した個人のために次に掲げる活動を行う権利を有する。

- 1) 知的所有権の保護の問題、知的所有権の取得又は移転に関して助言をすること
- 2) 顧客、委任者、使用者のためにかつその指示に基づいて、商標、役務商標及び原産地表示の登録に関する発行又は出願作成の業務を行うこと
- 3) 商標、役務商標及び原産地表示に対する権利の保護の問題に関して、通信、審査の査定に対する異議申立書の作成及び提出、特許庁の専門家委員会の会議への参加を含め、所管機関及び(又は)特許庁と交渉すること
- 4) 使用許諾(再使用許諾)契約及び(又は)移転契約の作成、検討及びその後の審査への送付を補助すること

(2) 特許弁護士の権限は証明書によって確認される。

(3) 特許弁護士は、商標(役務商標)及び原産地表示の出願及び(又は)保護證書の取得並びに審判委員会への異議申立に関する手続を実施するときに委任状の写を提出した場合は、それにより、上記出願又は異議申立をしたときから 3 月以内に委任状の原本を特許庁又は所管機関に提出する義務を負う。真正性の確認後、委任状の原本は返却される。

委任状が外国語で作成された場合は、公証されたカザフ語及びロシア語翻訳文を必ず提出する。

(4) 特許弁護士は、この事件に関し、手続の実施を請求した者の利害に相反する利害を有する者の代理若しくは助言をしたか又は他の方法で審理に参加した場合並びに特許弁護士の近親者、配偶者及び配偶者の近親者である職員が審理に参加する場合は、指示を受諾しない義務を負う。

第 46-2 条 特許弁護士証明書の取消及び無効

(1) 特許弁護士は、次に掲げる場合は、証明委員会の決定により特許弁護士登録簿から除外される。

- 1) 証明委員会への本人の申請に基づく場合
- 2) カザフスタン共和国の国籍を喪失した場合又はカザフスタン共和国の領域外に移住し恒常的に居住した場合
- 3) 特許弁護士の職業的活動を 5 年を超えて中止した場合
- 4) 特許弁護士の有罪が確定した有罪判決が法的効力を発した場合

5) 特許弁護士が死亡した場合又は失踪若しくは死亡を宣言された場合
6) 特許弁護士が行為無能力者又は部分的行為能力者と認定された場合
(2) 特許弁護士を 4), 5) 及び 6) に定める理由により登録簿から除外する場合は、証明書は証明委員会の決定によって無効とされる。証明書の無効についての情報は特許弁護士登録簿において更新される。

(3) (1)1), 2) 及び 3) に定める場合は、特許弁護士証明書は、特許弁護士自身又は取消の理由を有する第三者の申請に基づく証明委員会の決定によって取り消される。

(1)1) 及び 2) の理由により登録簿から除外された特許弁護士は、登録簿から除外される原因となった理由を除去し、かつ登録簿から除外する決定の公告日から 3 年以内に証明委員会に申請することを条件として、資格認定試験に再度合格することなく、特許弁護士として再登録を受けることができる。証明委員会は、提出された書類に基づいて、(1)1) 及び 2) に定める理由が消滅した事実を確認する。

(4) 特許弁護士登録簿から除外された特許弁護士は、除外についての情報が記録された日から特許弁護士の活動を行う権利を喪失し、その特許弁護士としての登録に関する証明書は取り消され又は無効とされる。

(5) 特許弁護士が本法で定める義務を誠実に遂行しない場合は、所管機関は奇数名の所管機関職員を含む上訴委員会を設置する。

上訴委員会は、合議体と認識されるものとし、個人及び(又は)法人の権利及び法的に保護を受ける利益を代理する特許弁護士の活動であって、適用法令に違反してなされたと主張するものに関する当該人の訴えを審査する。

特許弁護士の活動に対して訴えを起こした者及び当該訴えを受けた特許弁護士は上訴委員会の会議に参加する権利を有する。

訴えの審理の結果として、上訴委員会は所管機関に対し、特許弁護士証明書の無効請求の陳述書を裁判所に回付するよう勧告するか又は次に掲げる決定の 1 を下す。

1) 訴えの審理を、証拠不十分により又は公平な決定を下すのに資する事情が明らかにされるまで延期する

2) 訴えを拒絶する

上訴委員会の決定は、単純多数決によって行われ、議事録に記載される。上訴委員会の決定に対しては、裁判所に上訴することができる。

上訴委員会に関する規則は所管機関によって定められる。

第 47 条 外国での登録

(1) 特許庁の法人及び自然人は、外国で商標登録できる又は国際的な登録を受けることができる。国際商標登録の出願は特許庁を通じて行う。

(2) 外国での原産地表示登録は、カザフスタン共和国において本原産地表示使用権を受領及び登録した後に有効となる。

第 48 条 外国の自然人、法人及び無国籍者の権利

外国の自然人、法人及び無国籍者は、カザフスタン共和国の自然人及び法人と同等の立場において、本法で規定されている権利を享受しかつ責任を有する。ただし、カザフスタン共和国の法令によって他で別段の規定があればこの限りでない。